

**第2回川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域
包括支援センター運営協議会会議録**

会議名	平成28年度 第2回川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域包括支援センター運営協議会
開催日時	平成29年3月16日(木) 午後3時00分～4時10分
開催場所	川島町役場 中会議室
議 題	(1) 川島町地域包括支援センター事業報告について (2) 川島町地域包括支援センターの評価について (3) 地域密着型介護サービス事業所の指定更新について (4) その他
出席者	●知識経験者 田口委員、村上委員、櫻井委員、松本委員、亀田委員、井上委員、宇津木委員、清水委員、鈴木委員 ●サービス事業所 田代委員、山下委員、栗原委員 ●公募委員 中島委員、津田委員 ●事務局 藤間課長、島村主幹、三角主査、北原主任
傍聴者	なし
配布資料	資料1 平成28年度川島町地域包括支援センター事業報告 資料2 地域包括支援センターの評価について 資料3 地域密着型通所介護について 資料4 定期巡回・随時対応サービス 資料5 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント
議事録署名人の選出	井上委員、栗原委員の2名を署名人として承認を得る。
審議等の内容又は概要	
1 開 会 川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会設置条例、川島町地域包括支援センター運営協議会設置条例(以下「条例という」。)第5条の規定に基づき、委員の過半数出席のため、会議成立の旨報告。 その他、会議の公開、署名人の承認、傍聴希望者なしの旨報告、配布資料の確認。	
2 あいさつ	
3 議事 条例の規定に基づき、会長が議長を務める。	
(1) 川島町地域包括支援センター事業報告について 地域包括支援センターより、資料1に基づき説明。説明の要旨は、次のとおり。 ・地域包括支援センターが実施する地域支援事業の項目 ・総合相談件数及び内容 ・権利擁護事業における相談通報件数と内容 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務における実施内容と参加者	

- ・介護予防事業の参加状況、効果及び自主グループ活動状況
 - ・任意事業における実施事業内容と参加者数、参加者の意見 等
- 報告のため、決定事項等なし。

(2) 川島町地域包括支援センターの評価について

事務局より、資料2に基づき評価の方法及び評価項目について説明。また、評価項目のための参考情報について説明。

評価方法及び評価項目説明の要旨は、次のとおり。

- ・地域包括支援センター評価基準に基づき評価を実施すること
- ・前号のうち資料確認のみの項目については、事前に事務局で点検評価を行い、すべて適正であったこと
- ・資料確認では評価できない事項について、評価の参考となる情報を提供及び説明すること。

評価項目のための参考情報説明の要旨は、次のとおり。

- ・地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランにおいて、利用サービス事業所の占有率はそれぞれ50%を超えていなかったこと。
- ・要支援認定から要介護認定となった者が、居宅介護支援事業に連携された際の紹介率は、1事業所の占有率50%を超えていなかったこと。
- ・総合相談において地域包括支援センターが支援していた者が要介護と認定された際の紹介率は、1事業所の占有率50%を超えていなかったこと。
- ・総合相談実件数は、年度当初高齢者人口の3.0%を超えていたこと。
- ・総合相談延べ件数は、年度当初高齢者人口の8.0%を超えていたこと。

地域包括支援センターの評価について審議を諮ったところ、委員全員の賛成により、地域包括支援センターの運営は適正と評価された。

(3) 地域密着型介護サービス事業所に指定更新について

事務局より、資料3に基づき説明。説明の要旨は次のとおり。

- ・平成28年4月から、利用定員が18人以下の通所介護については、「地域密着型介護サービス」に区分されるようになり、該当する事業所の指定事務が県から町に移行したこと。
- ・町内には、「みどりの郷あすか川島」の1事業所が該当し、平成29年3月に指定更新の時期を迎えたこと。
- ・指定更新に先立ち、年末に県と町とで実地指導を行ったこと、是正点等について指摘し、事業所からは改善等についての報告があったこと。
- ・更新申請書類も確認したが問題はなかったため、指定更新を行ったこと。

(4) その他

事務局より、資料4及び資料5に基づき説明。

ア 定期巡回・随時対応サービスについて

導入を目指している定期巡回・随時対応サービスについて、サービスの概要、特徴等について説明する。

イ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイントについて

現在、国会で審議中の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案について説明する。高所得者の負担割合が3割負担になること、新しい介護保険施設として「介護医療院」ができること等が検討されている。

4 その他

- ・地域包括支援センターのあり方について、来年度策定する介護保険事業計画内に記載する予定。
- ・次回開催予定（平成29年5月頃）

5 閉会

質疑応答・意見提案

(1) 川島町地域包括支援センター事業報告について

- 委員：若返りサロンについて、地区別でみると伊草地区が多いが、なぜか。
委員：伊草地区については、民生委員からの紹介が多いためと考えられる。
委員：若返り脳講座は、どういった方が参加しているか。
委員：パソコンが得意な方だけでなく、そうではない方も参加している。

(2) 川島町地域包括支援センターの評価について

- 委員：永楽会のケアマネジャーの人数は何名か。
事務局：1名である。
委員：今後、高齢者は増えるので、ケアマネジャーの人数を増やしてほしい。
委員：評価について、「○」ばかりだが大丈夫か。この基準は県のものか。
事務局：事前に地域包括支援センターから関係書類を提出いただき確認したが、適正に運営されている。基準については、町で独自に作成した。
委員：新規申請者居宅届出先について、地域包括支援センター分の地域包括支援センターの事前関わり割合が61.9%と高くなっているがなぜか。
事務局：要支援と認定された場合は、ケアプランの作成は他の事業所ではなく、地域包括支援センターが行うことになる。
委員：要支援の方が多いいえる。

(3) 地域密着型介護サービス事業所の指定更新について

- 委員：地域密着型介護サービスのメリット、デメリットを教えてください。
事務局：その名のとおり、地域に根付いたサービスを提供できることがメリットである。デメリットではないが、川島町の被保険者が町外の地域密着型介護サービス事業所を利用する場合、事業所の所在地市町村の同意を得る必要がある。
委員：みどりの郷あすか川島の利用者は、町内利用者が多いのか。
委員：利用者のほとんどが川島町内である。
事務局：地域密着型通所介護サービスの利用者のうち、みどりの郷あすか川島の利用者は43%程である。残りの方は、川越市、坂戸市等、近隣市町の地域密着型介護サービスを利用している。

(4) その他

- 委員：定期巡回・随時対応サービスは、来年度導入するということか。
事務局：第6期の計画にも掲載しており、来年度の導入を目指している。現在、

事業所を探している状況である。

委員：1人で療養している人もいるので、そういった方にはいいサービスであると思う。ぜひ導入していただきたい。

委員：費用は、どれくらいかかるのか。

事務局：介護度や事業所によって金額が異なるが、介護のみを利用した場合には、要介護1は5,658円、要介護5は25,654円である。介護と看護を利用した場合には、要介護1は8,255円、要介護5は29,399円である。いずれも1か月あたりの金額であり、目安である。

署名

井上和夫
栗原みどり